

特定化学物質関連標識



■W600×H450×1.0 mm

■塩ビ樹脂製プレート（穴なし）

これら物質名以外に、MSDS 等からでもご指定の化学物質 / 特定化学物質での表記製作を承ります。

アンモニア NH ₃			
応急措置	保護具	取扱い上の注意事項	人体に及ぼす作用
<p>○皮膚に付いた場合は、速やかに流水で洗い流す。</p> <p>○目に入った場合は、速やかに流水で洗い流す。</p> <p>○吸入した場合は、速やかに新鮮な空気に移し、呼吸困難が生じた場合は、速やかに医療機関を受診する。</p>	<p>○作業中は、呼吸器保護具（防毒マスク）を着用する。</p> <p>○作業中は、保護メガネを着用する。</p> <p>○作業中は、手袋を着用する。</p> <p>○作業中は、作業服を着用する。</p>	<p>○燃焼性があるため、火気厳禁とする。</p> <p>○燃焼性があるため、引火点に注意する。</p> <p>○燃焼性があるため、燃焼時の危険に注意する。</p> <p>○燃焼性があるため、燃焼時の危険に注意する。</p> <p>○燃焼性があるため、燃焼時の危険に注意する。</p>	<p>○刺激性があるため、皮膚に付くと、皮膚を刺激する。</p> <p>○刺激性があるため、目に入った場合は、目を刺激する。</p> <p>○刺激性があるため、吸入した場合は、呼吸器を刺激する。</p> <p>○刺激性があるため、吸入した場合は、呼吸器を刺激する。</p>

アンモニアを表す例（特 38-301）

◆化学物質

- 特 38-301 アンモニア
 特 38-302 塩化水素
 特 38-303 塩素
 特 38-304 硝酸
 特 38-305 水酸化ナトリウム
 特 38-307 硫酸

◆特定化学物質

- 特 38-308 石綿
 特 38-309 クロム酸およびその塩
 特 38-310 コールタール
 特 38-311 重クロムおよびその塩
 特 38-312 ベンゼン
 特 38-313 ホルムアルデヒド等
 特 38-314 1,3-ブタジエン等
 特 38-315 硫酸ジエチル等
 特 38-316 砒素
 特 38-317 ニッケル化合物
 特 38-318 エチルベンゼン
 特 38-320 ジメチル-2,2ジクロロビニルホスフェイト (DDVP)
 特 38-321 クロロホルム
 特 38-322 四塩化炭素
 特 38-323 1,4-ジオキサン
 特 38-324 1,2-ジクロロエタン
 特 38-325 ジクロロメタン
 特 38-326 スチレン
 特 38-327 1,1,2,2-テトラクロロエタン
 特 38-328 テトラクロロエチレン
 特 38-329 トリクロロエチレン
 特 38-330 メチルイソブチルケトン
 特 38-331 ナフタレン等
 特 38-332 リフラフトリーセラミックファイバー等

■W600×H300×1.0 mm 塩ビ樹脂製（穴なし）



作業場内での喫煙
及び飲食を禁ず

特定化学物質障害予防規則第38条の2

特 38-402

名 512

■W100×H300×1.0 mm

■塩ビ樹脂製（穴なし）

特別管理物質取扱作業場

取扱物質名

関係者以外立入禁止

特 38-403

■W450×H600×1.0 mm

■塩ビ樹脂製（φ3×4穴）

■W300×H600×1.0 mm

■塩ビ樹脂製（穴なし）



特 38-401

■W300×H450×1.0 mm

■塩ビ樹脂製（φ3×4穴）



特 38-404

特定化学物質等
作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が特定化学物質等により汚染され、又はこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 局所排気装置、プッシュプル型換気装置、除じん装置、排ガス処理装置、排液処理装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

作業主任者

職-513